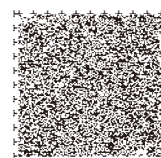
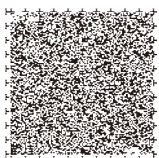


第1章

総論





第1章 総論

1 計画策定の趣旨

福岡県では、これまで「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」等のこどもに関する計画を個別に策定し、こども施策を推進してきました。

一方で、少子化の進展、いじめ・児童虐待・不登校などの増加、こどもの貧困の問題など、こどもを取り巻く状況は、ますます多様化し、相互に関連しあっています。また、大規模災害や感染症の発生、情報通信技術の急激な進展など、先を見通すことが難しい時代になってきています。

このような中、2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国は、全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）づくりを目的に、従来の3つの個別大綱である「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を「こども大綱」に一元化しました。

そこで、本県では、こどもに関する複合的な課題に対応し、総合的にこども施策を推進していくため、国の「こども大綱」を踏まえ、こどもに関する計画を一本化した「福岡県こども計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

○本計画は、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として策定します。

○また、同条第4項に規定されているとおり、県こども計画は、こども施策に係る以下の計画と一体的に策定します。

- ・福岡県青少年健全育成条例第8条第1項に基づく青少年健全育成総合計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- ・子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・国の社会的養育推進計画策定要領に基づく都道府県社会的養育推進計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定する自立促進計画
- ・国の成育医療等基本方針に基づく計画

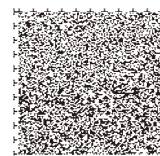
○なお、本計画は、県政推進の指針である福岡県総合計画と整合性を図りつつ実施していきます。

こども基本法第10条

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（略）

- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。



3 計画の期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

（1）県の推進体制

本計画の推進のためには、福祉・労働、保健・医療、教育、商工、建築、警察等幅広い関係部局による多方面にわたる取組が必要です。

このため、知事を本部長とする全庁横断的な推進本部の下、関係部局間の連携を図り、効果的に施策を推進します。

（2）審議会の設置

本計画を推進するためには、行政はもとより、幅広い関係団体・関係者による取組が必要です。

行政、事業主、子育て支援団体、保健・医療・福祉、教育、労働等の幅広い関係者や学識経験者等で構成する福岡県子ども審議会を設置し、計画を推進します。

（3）市町村との連携

子ども基本法において、市町村は、国の子ども大綱及び県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を策定するよう努めることとされています。

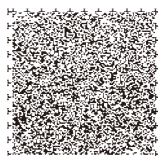
本計画で推進する子ども施策の中には、市町村が実施主体となるものも多くあることから、県では、市町村に対し、本計画の内容を踏まえ、子ども計画を策定するよう働きかけるとともに、県と市町村で連携して総合的に子ども施策が円滑に推進されるよう、必要な支援や働きかけを行います。

また、子ども・子育て支援新制度は、住民に身近な市町村が実施主体となるため、県は各市町村が円滑に取組を推進できるよう、必要な支援や広域的な調整を行います。

5 計画の進捗状況の点検・評価

毎年度、本計画に掲載している全施策・事業の実施状況及び目標数値を設定している施策・事業の到達状況を集約し、全庁横断的な推進本部に報告の上、点検・評価を行うとともに、適宜、施策・事業の見直し・充実を図ります。

また、その内容については、毎年度公表することとします。



6 対象とする「こども」の範囲

本計画における「こども」とは、こども基本法第2条第1項に規定された定義に合わせ、「心身の発達の過程にある者」とします。

なお、「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

（「こども」の発達の段階について）

- こども基本法で「こども」を、「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、このこども計画においては「こども」の状況に応じて支えていくこととしています。

その発達の段階については、こども大綱で以下のように区分されており、本計画でも発達の段階に応じたこどもへの支援を実施していくことを定めています。

- （1）乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者
- （2）学童期：小学生年代
- （3）思春期：中学生年代から概ね18歳までの者
- （4）青年期：概ね18歳から30歳未満の者。施策によってはポスト青年期[※]の者も対象

※ポスト青年期：こども大綱に定義はないが、こども大綱に一元化される前の「子供・若者育成支援推進大綱」では、「青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する者」とされている。

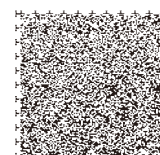
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
0歳	6歳	12歳	18歳	30歳

（「こども」以外の表記について）

- 本計画における「こども」以外の表記については、「児童」「子ども」「青少年」「若者」等がありますが、その年齢の範囲、対象段階については、法令、施策により異なります。

（参考）「こども」以外の表記の例

- ・児童福祉法における「児童」
満18歳に満たない者
- ・子ども・子育て支援法における「子ども」
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・福岡県青少年健全育成条例における「青少年」
18歳未満の者（他の法令で成年者と同一の能力を有するとされる者を除く）
※こども大綱に一元化される前の子供・若者育成支援推進大綱における「青少年」：乳幼児期から青年期までの者
- ・子ども・若者育成支援推進法が対象とする「若者」
思春期、青年期（施策によっては、ポスト青年期）の者



7 第6次青少年プラン、第2期子どもの貧困対策推進計画 及び第2期子ども・子育て応援総合プランの検証

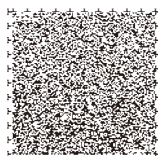
- 県では、国の「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を踏まえ、3つの計画を策定し、様々な施策を実施してきました。
- 計画の実効性を確保するため、各計画において数値目標を設定し、施策の進捗を管理しており、状況は次のとおりとなっています。

【数値目標の進捗状況】

計画名（計画期間）	目標数	○	△	×
福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）（R4～R8）	43	22	14	7
福岡県子どもの貧困対策推進計画（R3～R7）	19	11	4	4
ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（R2～R6）	40	30	7	3

※ ○・・・順調 △・・・低調 ×・・・後退

- 「豊かな心と志を持つたくましい青少年」像を目指した「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」では、アスリートの遠征・合宿費用の助成や理数系科目に係る教育の充実により、国民体育大会や「科学の甲子園」では、それぞれ11位（R1）から7位（R5）、13位（H29～R2の平均）から10位（R5）と上昇するなど、一部改善した項目が見られました。
一方、「10代の1,000人あたりの刑法犯少年数」は2.5人（R2）から3.1人（R5）と増加しています。
- 「福岡県子どもの貧困対策推進計画」では、こどもが経済的な理由で進学を諦めるようなことがないように取組を進め、児童養護施設のこどもの大学進学率は24.2%（R1）から45.9%（R5）と約2倍に増加しました。
一方で、生活保護世帯のこどもの大学進学率は40.5%（R1）から34.7%（R5）と5.8ポイント減少しています。
- 少子化の流れを食い止めることを目指し、結婚応援や子育て支援の充実等に取り組む「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」では、保育所の待機児童が1,232人（R1）から56人（R5）と5年間で大幅に減少するなど、改善した項目も見られました。
一方で、合計特殊出生率は、1.49（H30）から1.26（R5）と0.23ポイント減少し、少子化に歯止めがかかっていません。
- こどもが権利の主体であることの明確化及び家庭養育優先の原則の徹底を目指した「福岡県社会的養育推進計画（子ども・子育て応援総合プランの個別計画）」では、ファミリーホームが6か所（H30）から13か所（R5）と約2倍に増加しました。
一方で、「虐待等により家庭で暮らせないこどもの里親等への委託率」（R5）は、2018（平成30）年度から増加したものの、目標に届いていません。
・ 3歳未満 9.9%→31.5% ・ 就学前 16.2%→30.6%
・ 就学期以降 23.2%→28.8%



8 基本的な考え方と基本方向

こども計画が目指す福岡県の姿

全てのこどもが 夢や希望を持ち たくさんの笑顔で暮らせる 福岡県

(趣旨)

国が、こども施策を総合的に推進するために策定した「こども大綱」では、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会」（こどもまんなか社会）を目指すとしており、「全てのこども・若者」を主体としています。

こども計画に一本化する「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」では、「人こそが『財（たから）』」であるという考えのもと、「青少年が自らの可能性に気づき、能力を磨き、チャレンジすることができる福岡県」を目指してきました。また、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」では、「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」を目指してきました。

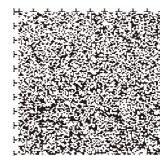
「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども大綱においても、「夢や希望」について様々なライフステージ等で言及されています。

こども計画は、県政推進の指針である「福岡県総合計画（以下、「総合計画」という。）」と整合性を図りつつ実施していきます。総合計画では、福岡県の目指す姿（将来像）として、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を掲げています。

これらを踏まえ、こども計画が目指す福岡県の姿を、

「全てのこどもが 夢や希望を持ち たくさんの笑顔で暮らせる 福岡県」

とし、こどもの生命と権利を守り、こどもが心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、個々の状況や支援ニーズに応じたきめ細かな支援を通じて、今とこれからに、夢や希望を持ち笑顔で暮らせることを目指します。



基本的な考え方

- こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 予測困難な時代をこどもが生き抜く力を育成する
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする
- 若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

基本方向（4つの柱）

I 全てのこどもが持つ権利の保障

こどもを権利の主体として社会全体で認識し、こどもが、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保され、年齢や発達に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援するとともに、社会の理解促進に取り組むことによってこどもが持つ権利を保障する。

II 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

こどもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その健やかな成長を社会全体で切れ目なく支える。

一人一人が自分の可能性に気づいて、その能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながらはばたくことができるよう、こどもが失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジすることを応援する。

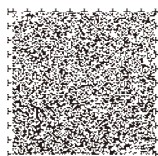
III きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

全てのこどもが幸せな状態で成長できるよう、困難な状況におかれているこどもを、個々の状況や支援ニーズに応じてきめ細かく支援する。

IV 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、地域社会全体で結婚応援を推進する。

家庭や地域、職場において、子育てへの理解が深められるとともに、安心して、また、喜びを持ってこどもを産み育てることができるよう、子育てをみんなで支える社会づくりを進める。



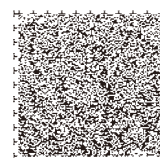
9 施策体系

柱Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障

- 1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進
- 2 こどもの意見表明とその尊重

柱Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

- 1 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた切れ目のない保健・医療等の確保
 - ① 妊娠前からの出産に向けた支援
 - ② 妊産婦等への保健医療施策の充実
 - ③ 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実
 - ④ 慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援
- 2 幼児教育・保育の充実
 - ① 幼児教育・保育の環境整備
 - ② 幼児教育・保育の質の向上
- 3 こどもの生きる力の育成
 - ① 学力の向上
 - ② 豊かな心の醸成
 - ③ 人権意識の醸成
 - ④ 健やかな体の育成
 - ⑤ 食育の推進
 - ⑥ 教育環境の整備・充実
- 4 こどもの成長を支える環境の整備
 - ① インターネット適正利用の推進
 - ② 犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備
 - ③ 安心して外出できる環境づくり
 - ④ 非行の防止と自立支援
- 5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援
 - ① 世界にはばたくこどもの応援
 - ② 異文化理解力と外国語能力の向上
- 6 こどもの新たなチャレンジの応援
 - ① 個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援
 - ② 次世代のリーダーとなるこどもの応援
 - ③ 次世代の競技者や芸術家の支援
 - ④ 様々な分野で担い手となるこどもの応援
- 7 こどもの社会的自立を支える取組の推進
 - ① キャリア教育の推進
 - ② 就労支援の充実
 - ③ 高等教育の就学支援、高等教育の充実
 - ④ 進路等相談体制の充実
- 8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進
 - ① 遊びや体験活動の推進
 - ② 社会参画の推進
 - ③ こどもの可能性を広げていくための男女共同参画の推進
- 9 居場所づくりの推進
 - ① 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり
 - ② 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり



柱Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

- **1 児童虐待の予防・防止**
 - ① 児童相談所の相談体制の強化
 - ② 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
 - ③ 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施
- **2 社会的養護の充実**
 - ① こどもの権利擁護の強化
 - ② 家庭と同様の環境における養育の推進
 - ③ こどもの自立支援の推進
- **3 貧困の状況にあるこどもへの支援**
 - ① こどもの教育に関する支援
 - ② こどもの生活の安定のための支援
 - ③ 保護者の就労支援
 - ④ 経済的支援
- **4 ひとり親家庭への支援**
 - ① 生活と子育ての支援
 - ② 就業支援
 - ③ 養育費の確保支援
 - ④ 経済的支援
- **5 障がいのあるこどもへの支援**
 - ① 障がいのあるこどもの育成
 - ② 特別支援教育推進体制の整備
- **6 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進**
 - ① 不登校等に対する取組の推進
 - ② いじめの防止
 - ③ ひきこもりに対する取組の推進
 - ④ 自殺対策
- **7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援**
 - ① ヤングケアラーへの支援
 - ② 性的マイノリティのこどもへの支援
 - ③ 外国人のこども等への支援

柱Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

- **1 次代の親の育成**
- **2 若い世代の生活の基盤の安定への支援**
 - ① きめ細かな就職支援
 - ② 所得向上に向けた支援
- **3 出会い・結婚応援の推進**
- **4 子育て世帯の経済的負担の軽減**
 - ① 全ての子育て家庭への経済的支援
 - ② きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援
- **5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり**
 - ① 働きながら子育てできる環境づくり
 - ② 職場・家庭における男女共同参画の推進
- **6 地域、家庭でこどもを育む環境づくり**
 - ① 地域全体でこどもを育てる取組の促進
 - ② 家庭教育支援の充実
 - ③ 子育てしやすい住環境づくり

